

AFFORDD地方部会の設立と活動についての細則

制定：2013.3.1

目的：

それぞれの地方の会員が自分たちのニーズに合わせて自主的に活動する機会を設けるため。

設立方法：

- ・ 東海、関西、関東、九州、東北、北海道などの単位で5名程度（以上）の会員が集まることで設立できる。
- ・ AFFORDD会員が会員用のMLで設立を呼び掛けることができる。
- ・ 地方部会には代表幹事を置き、AFFORDDの運営委員会に設立を申請することができる。
 - ・ 部会名、想定地域、代表幹事氏名、構成メンバー氏名
- ・ AFFORDD運営委員会において承認されることで地方部会として活動できる。
 - ・ 想定地域の重なり、メンバー構成などが検討される
- ・ 地方部会の組織構成はそれぞれの地方部会の事情に合わせて代表幹事を中心に決める。
- ・ 地方部会の構成メンバーの名簿の管理は代表幹事に任せる。
- ・ 地方部会のメンバーの募集は、代表幹事が適時ML等で行うことができる。

通常活動：

- ・ 部会の会員が抱える問題や対応策について情報を交換する場、USDMやXDDPなどの勉強会の場として活用する。
- ・ 地方部会は、定期または不定期に開催する。
- ・ テーマによっては外部から適切な指導者を呼んで勉強会を開催できる。
 - ・ AFFORDD の勉強会企画委員会と連携して勉強会を実施することも可能。
- ・ 部会メンバー以外の会員の参加を受け入れる時は、メールの件名または本文の中で、その旨案内する。
- ・ 部会の通常活動で発生する費用は、都度、部会メンバーで負担し、原則として部会単位での「会費」の徴収は行わない。
 - ・ 但し、部会の依頼で、AFFORDDの勉強会企画委員会が主催する勉強会の会場費用は勉強会企画委員会が負担する。
- ・ 部会実施後にAFFORDDの運営委員会宛に活動報告を提出する。
 - ・ 地方部会名、日時、開催場所、活動内容

特別活動：

- ・ 部会が主催する形で、地域単位でフォーラムやSIG、WSなどのイベントを開催できる。
- ・ これらの参加は、AFFORDD会員に限定しない。
- ・ 開催にあたってはAFFORDDの運営委員会に開催計画を提出して承認を得る。
 - ・ 地方部会名、イベント名、イベントの目的、日時、開催場所、運営体制、
 - ・ 参加料金、想定参加人数、会場費用等開催費用の予算
 - ・ イベントの招待者への謝礼金等はAFFORDDの基準を適用する。
- ・ イベントの会場の選定、確保は地方部会で行う。

- ・ 運営委員会で承認されたイベントの開催に必要な費用はAFFORDDが負担する。
- ・ 参加費等の収入で余剰金が出た時は、AFFORDDの会計に繰り入れる。
- ・ 開催後は、AFFORDDに活動報告と会計報告を提出する。
 - ・ 活動報告：地方部会名、イベント名、日時、開催場所、活動内容
 - ・ 会計報告：収支報告

メーリングリスト：

- ・ 部会の活動が一般の会員に見えるように、地方部会専用のMLは作らずに通常のAFFORDD会員のMLを使用することで、
- ・ メールの件名の先頭に地方部会名を付加する。
件名：【地方部会名】メールタイトル

部会メンバーの個人情報：

- ・ 各地方部会のメンバーの個人情報は、部会の代表幹事が管理する。
- ・ ただし、個人名、所属する企業・団体名、メールアドレス以外は集めない。

AFFORDD の名称使用：

- ・ AFFORDDの運営委員会の承認を受けた部会以外では、その活動の中で「派生開発推進協議会」あるいは「AFFORDD」を使用できない。
 - ・ 「AFFORDD〇〇定例会」「〇〇AFFORDD勉強会」など

AFFORDD の HP での公表：

- ・ 地方部会名は、AFFORDDのHP上に公表される
- ・ 地方部会から報告された活動報告の中から「公表」を希望する内容をHP上で公開する

想定地域の調整：

- ・ 地方部会の構成人数や地域的な偏りによっては、AFFORDDの運営委員会で分割または統合を勧告することがある。
- ・ 当該地方部会の代表幹事を中心に勧告を協議して決定する。
- ・ 統合または分割する場合、新しい代表幹事をAFFORDDの運営委員会に報告する。
- ・ 分割する場合、AFFORDDの運営委員会から新たに設立する部会の幹事を推薦することがある。

代表幹事の交代：

- ・ 代表幹事を応対するときは、代表幹事からAFFORDD運営委員会に対して交代申請を出す。
 - ・ 地方部会名、現・代表幹事氏名、新・代表幹事氏名

地方部会の解散：

- ・ 部会の代表幹事からAFFORDD運営委員会宛に「解散届け」を出すことで解散できる。
 - ・ 地方部会名、代表幹事氏名

細則の改訂：

- ・ 本細則は、必要に応じて適時改訂される。
- ・ 改訂された時は、会員に対してMLで通知する。